

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 5 年 4 月 3 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社愛樹園		
3	請 負 業 者 の 住 所	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 4 2 8 番地		
4	工 事 件 名	須崎御用邸庭園管理工事		
5	工 事 場 所	静岡県下田市須崎（須崎御用邸内）		
6	工 事 種 別	造園工事		
7	工 事 概 要	園地管理工、樹木手入工 各一式		
8	工 期（自）	令和 5 年 4 月 4 日		
9	工 期（至）	令和 5 年 12 月 8 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	非公表	非公表	- %
	見 積 金 額	5,324,000 円	4,840,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本件は、須崎御用邸において庭園の管理を行う工事である。  株式会社愛樹園を契約予定相手方として、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったことから、同社が本工事を遂行できる唯一の業者であると確認された。  以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、株式会社愛樹園と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 5 年 7 月 4 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	内装修繕工事 一式		
8	工 期（自）	令和 5 年 7 月 5 日		
9	工 期（至）	令和 6 年 2 月 29 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	8,217,000 円	7,470,000 円	99.7 %
	見 積 金 額	8,195,000 円	7,450,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御所の障子の張り替え、排煙窓の修繕、呼樋の修繕、拡声器の新設、冷却塔補給水用水量器の取り替え及び貯湯槽ブローバルブの交換等を行うものである。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活場所において行われる工事である。このため、工事による御生活への影響を最小限にとどめるよう、施工時期や施工方法等について綿密に計画したうえ、工事を行う必要があり、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事社として実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

# 変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和5年7月4日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本店
3	請負業者の住所	東京都港区港南二丁目15番2号
4	工事件名	御所各所修繕工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	内装修繕工事 一式
8	工期（自）	令和5年7月5日
9	工期（至）	令和6年2月29日
10	原契約請負金額	8,195,000 円
11	変更契約年月日	令和5年10月23日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	572,000 円
14	変更後請負金額	8,767,000 円
15	変更理由	<p>1 施工中に聚楽壁にカビが発生していることを確認したため、以下の変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聚楽壁塗替工事の追加</li> </ul>

# 変更契約調書

第2回変更

1	請負契約年月日	令和5年7月4日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本店
3	請負業者の住所	東京都港区港南二丁目15番2号
4	工事件名	御所各所修繕工事第2回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	内装修繕工事 一式
8	工期（自）	令和5年7月5日
9	工期（至）	令和6年2月29日
10	原契約請負金額	8,195,000 円
11	第1回変更契約年月日	令和5年10月23日
12	第1回変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	第1回変更増減請負金額	572,000 円
14	第2回変更契約年月日	令和5年11月28日
15	第2回変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
16	第2回変更増減請負金額	1,595,000 円
17	変更後請負金額	10,362,000 円
18	変更理由	<p>施工段階検討により以下の内容を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室内へのタオル掛け及び鏡の設置</li> <li>・私室棟廊下へのレースカーテンの設置</li> <li>・物置扉の塗装</li> </ul>

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 5 年 7 月 24 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	R 5 仙洞御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事、機械設備工事 各一式		
8	工 期（自）	令和 5 年 7 月 25 日		
9	工 期（至）	令和 5 年 10 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,620,000 円	4,200,000 円	100.0 %
	見 積 金 額	4,620,000 円	4,200,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、仙洞御所私室棟の手すり設置、公室棟及び私室棟の障子の張替等を目的とした工事である。</p> <p>仙洞御所の工事に当たっては、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を完了することが求められ、これを可能とするためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設において過去に大規模改修や増築工事を施工した者であり、上記の条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 5 年 7 月 27 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	三笠宮邸各所改修工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	内装改修、塗装改修 各一式		
8	工 期 (自)	令和 5 年 7 月 28 日		
9	工 期 (至)	令和 6 年 1 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	7,271,000 円	6,610,000 円	<b>99.8 %</b>
	見 積 金 額	7,260,000 円	6,600,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、三笠宮邸私室の内装改修等を行う工事である。</p> <p>三笠宮邸の改修にあたっては、御留守中や公的行事の合間等限られた時間内に施工を完了することが求められるため、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は、当該施設において過去に大規模改修や増築工事を施工した者であり、上記の条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 5 年 9 月 12 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	赤坂御用地事務所・収蔵庫棟ほか改修工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	事務所・収蔵庫棟ほか改修 一式		
8	工 期 (自)	令和 5 年 9 月 13 日		
9	工 期 (至)	令和 6 年 3 月 22 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	46,849,000 円	42,590,000 円	99.8 %
	見 積 金 額	46,750,000 円	42,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、事務所・収蔵庫棟の旧私室部分を事務室として使用するために、内装、電気設備及び機械設備の改修等を行う工事である。</p> <p>本件の施工にあたっては、御留守中や行事の合間等の限られた時間内に施工を完了させることが求められ、そのためには、施設の納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理能力を有する者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、事務所・収蔵庫棟の新築工事及び改修工事を施工した実績を有する者であり、本件に要求される条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 5 年 12 月 5 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目 1 6 - 1		
4	工 事 件 名	宮内庁分庁舎 1 床張替工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区三番町 (分庁舎内)		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	床張替 一式		
8	工 期 (自)	令和 5 年 12 月 5 日		
9	工 期 (至)	令和 6 年 1 月 26 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	6,259,000 円	5,690,000 円	99.65 %
	見 積 金 額	6,237,000 円	5,670,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮内庁分庁舎 1 私室部分の床仕上げを張り替える工事である。</p> <p>本件の施工場所は、宮邸として使用されている建物の中でも御生活に直接関わる部分であり、御留守中や行事の合間等の限られた時間内に工事を行うことが求められる。この限られた時間内で確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知し、かつ、高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設の改修工事を施工した実績を有しており、本件に要求される条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 5 年 12 月 11 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	高円宮邸第 1 応接室床暖房改修ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	高円宮邸改修 一式		
8	工 期（自）	令和 5 年 12 月 12 日		
9	工 期（至）	令和 6 年 3 月 15 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	8,426,000 円	7,660,000 円	<b>93.99 %</b>
	見 積 金 額	7,920,000 円	7,200,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、高円宮邸公室の床暖房の更新等を行う工事である。</p> <p>高円宮邸の改修にあたっては、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を行うことを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店東京本店は、高円宮邸において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、当該施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に工事を実施することができる唯一の業者であるため、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 5 年 12 月 11 日		
2	請 負 業 者 名	アズビル株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 3		
4	工 事 件 名	宮内庁庁舎ほか自動制御設備改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田 (皇居内)		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	自動制御設備改修 一式		
8	工 期 (自)	令和 5 年 12 月 12 日		
9	工 期 (至)	令和 6 年 3 月 22 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	7,106,000 円	6,460,000 円	99.84 %
	見 積 金 額	7,095,000 円	6,450,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮内庁庁舎第3・4系統空調機室自動制御盤改修及び宮殿等の電動蒸気二方弁を取り替える工事である。</p> <p>本工事の対象となる空調用装置は、熱源・空調機器の運転環境に合わせてアズビル株式会社（旧：株式会社山武）が設計・製造した設備である。</p> <p>工事の実施に際して、宮内庁庁舎施工時には、同者が点検保守にて蓄積した独自のデータを基に宮殿設備センターにある中央監視装置（同社製）との調整を、御所等の空調制御を維持・監視したまま改修を行う必要がある。また、宮殿施工時には、宮殿内の空調設備を熟知し、取替え対象の電動二方弁を製造した会社だけが持つ詳細な内部構造の知識と独自の技術に基づいた施工が必須である。いずれにおいても、他者が対応した場合、当該機器が適切に動作しないなど、著しい支障を生じる恐れがある。</p> <p>アズビル株式会社は、当該空調設備を設計・製造し、取替対象の電動二方弁を製造した業者であることから、最適な改修方法を熟知しており、工事後の試運転において機器が適切に稼働しているか否かの判断ができるなど、本工事に要求される条件を満たした唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 5 年 12 月 12 日		
2	請 負 業 者 名	デラバル株式会社北関東営業所		
3	請 負 業 者 の 住 所	栃木県那須塩原市島方 4 5 3 - 7		
4	工 事 件 名	御料牧場乳牛舎バーンクリーナー修理工事		
5	工 事 場 所	栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢（御料牧場内）		
6	工 事 種 別	機械器具設置工事		
7	工 事 概 要	バーンクリーナー修理 一式		
8	工 期（自）	令和 5 年 12 月 12 日		
9	工 期（至）	令和 6 年 2 月 20 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,245,000 円	2,950,000 円	99.94 %
	見 積 金 額	3,243,185 円	2,948,350 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御料牧場乳牛舎に設置されているバーンクリーナー（糞尿を糞尿層まで搬送する装置）のチェーンほかについて、経年劣化により故障したため修理を行うものである。</p> <p>本工事の対象となるバーンクリーナーは平成4年に設置されたもので、竣工後30年経過しており、瑕疵期間1年は既に経過している。本機器は運転環境に合わせてデラバル株式会社が製造した設備であり、故障などの不具合が発生した場合、乳牛舎の衛生面において著しい支障が生じる可能性がある。工事の実施に際しては、製造者の保持する詳細な製品図面が必要であり、かつ、工事後の調整においても独自のデータや知識を必要とするため、当該機器を製造した者以外に施工させた場合、機器が適切に動作しないなど、運転に著しい支障が生じる可能性がある。</p> <p>デラバル株式会社は、当該設備を製造した者であることから、最適な修理方法を熟知しており、工事後の試運転において機器が適切に動作しているか否かの判断ができるなど、本工事に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		